

別紙 1

玄米の品質規格および検査等について

1 玄米について

- (1) 「2 玄米の品質規格等」を満たしていること。
- (2) 「3 検査等の実施」に掲げる検査を実施していること。また、検査結果を市に提出できること。
- (3) 市が指定する納入場所まで配送すること。

2 玄米の品質規格等

納入する玄米は、次の要件を満たすものとする。

(1) 玄米品位等

① 銘柄

農産物規格規程第一の二の(二)イに規定する産地品種銘柄に設定された主食用玄米であること。

② 種類及び品位等

ア 農産物検査法第3条の規定に基づく品位等検査を受け、産年、産地、品種、等級（2等級以上に限る。）、包装、量目、荷造り及び水分が証明された令和8年産の水稲うるち玄米であること。

イ 水分の含有率（農産物検査による水分測定に準じて測定された水分の含有率を含む。以下同じ。）が13.5%以上14.5%以下であること。

③ 容器包装の規格

未使用であり、かつ、食品、添加物等の規格基準第3 器具及び容器包装に基づく容器包装の規格又は基準及び次に掲げる規格のいずれかを満たしていること。

ア 農産物規格規程第一の二の(三)ロ（ハ）に定める規格を満たす紙袋（第四種紙袋及びその他紙袋を除く。）

イ 農産物規格規程第一の二の(三)ロ（ハ）に定めるその他紙袋であって、農産物規格規程第一の二の(三)ロ（ハ）の第一種紙袋、第二種紙袋及び第三種紙袋と同等以上の強度を有していることを証明したもの

(2) 安全性

- ① 腐敗し、有毒な物質が含まれるなど人の健康を損なうおそれがある玄米（食品衛生法第6条各号に該当するものをいう。）でないこと。
- ② 破袋、容器包装の汚れ等、荷造りに問題のある玄米でないこと。
- ③ カビ状異物（カビ毒を含む。）の混入、水漏れ、鼠害等により、品質等に問題のある玄米でないこと。

(3) 検査基準

玄米は有毒な物質の含有濃度及び農薬の残留濃度が規格（食品衛生法第 13 条に規定するものをいう。）に適合するものとし、次の各号の基準を満たすものとする。

① 残留農薬検査

玄米に残留する農薬が食品、添加物等の規格基準第 1 食品に定める基準値未満とする。

② 重金属検査

カドミウム、ヒ素、鉛について、次の基準値を満たすものとする。

項 目	カドミウム	ヒ素	鉛
基準値	0.4ppm 以下	1 ppm 以下	5 ppm 以下

(4) 栽培履歴

納入する玄米の栽培履歴書を提出すること。

(5) 検査証明書等

玄米の品質検査等を実施した結果について、次の書類を提出すること。

ア 農産物検査法第 3 条に基づく検査証明書

イ 残留農薬に係る検査結果書

ウ カドミウム・鉛・ヒ素に係る検査結果書

3 検査等の実施

納入する玄米（農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）第 1 条に定める玄米をいう。）について、次に掲げる品質検査等を実施すること。なお、全ての検査において、市に納入する玄米を検体とし、採取量は検査を行う必要量とすること。また、試料の採取方法は、採取の偏りが無いよう適切な採取方法とすること。

(1) 米の品質検査等

ア 品位等検査

農産物検査法第 3 条の規定に基づく品位等検査を行うこと。

イ 残留農薬検査

玄米中に残留する農薬の検査を実施すること。

① 検査品目

検査品目については、別記 1 に示す共通項目に加えて、銘柄ごとの防除暦に基づく使用実績のある農薬の品目とする。

② 検査方法

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 33 条の登録を受けた登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）により「食品、添加物等の規格基準」に規定する試験法で試験すること。

ウ 重金属検査

玄米中のカドミウム、鉛、ヒ素の含有量を測定すること。

① カドミウム

登録検査機関により食品，添加物等の規格基準に規定する試験法で試験すること。

② 鉛・ヒ素

登録検査機関により、玄米の特性に応じ、次の食品，添加物等の規格基準に定められた試験法のうちから適切な試験法を選択し試験すること。

なお、試験に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において同等又はそれ以上の性能を有するとともに特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。